



長津田第二小学校の 新型コロナウイルス感染症対策



横浜市教育委員会から市立学校向けに出されている「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」を元に、本校では以下のように感染症対策に取り組んでいます。

(1) 基本となる配慮事項

○保健管理に関すること

- ・児童は、「健康観察票」を用いた毎日の検温を行います。
- ・児童に風邪の症状や息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がみられる場合は、自宅での休養とします。(欠席日数に含まれない)。
- ・学校教育活動では密閉、密集、密接の3密状態をできる限り避け、マスクの着用、十分な換気、手洗いをします。
- ・教室やトイレなど、児童が利用する場所のうち、特に大勢が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日に1回、家庭用洗剤等を用いて教職員が拭き掃除を行います。

○教育活動・教育課程に関すること

- ・学校内における日常の生活場面、教科等指導場面において感染症対策及び集団感染へのリスク対応を行います。
- ・授業時数の確保を優先する中で、学校行事のねらいを改めて確認し、精選するなど本校の状況に応じた教育課程を編成します。

○心のケア等に関すること

- ・児童の人権や個人情報に配慮します。
- ・特別な配慮が必要な児童を支援します。

(2) 日常の生活における対策

場面	具体的な配慮事項・対応策
家庭との連携	<p>家庭に協力していただくこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日、家庭で検温、健康観察を行い、健康観察票に記入する。家庭の健康管理にも留意する。発熱、咳、強いだるさ、息苦しさ等の症状がみられる場合は、登校を控える。 ・喘息等基礎疾患のある児童は主治医に相談し、個別に登校の判断をする。 ・マスクを着用する。(熱中症のリスクを考慮し、マスクを外すようにする。) ・マスクをなくしたり汚したりしたときの為に、予備マスクを用意する。
登校前	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が登校する前に、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けて換気する。 ・欠席連絡等により、全校の児童の健康状態を把握する。
登下校	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用させる。ただし健康被害が発生する可能性が高い場合には注意事項を伝え、マスクを外す指導をする。 ・登下校の歩行中も、友達同士でできるだけ距離を取るようにする。 ・集団登下校の場合は、集合場所や交差点等での密状態をなるべく避ける。
登校後	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用させる。(健康被害に注意する。) ・検温していない児童は、昇降口で検温・健康チェックをする。 ・発熱、咳、倦怠感等の症状が確認された場合は、保護者に連絡して早退手続きを取る。
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察を実施する。(健康観察票を確認する。)
授業中	* (3) 参照
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けて換気する。 ・密集、接触を避けるように行動させる。 ・トイレや屋外から戻った児童は、教室に入る前に石鹸での手洗いをする。
給食	* (4) 参照
掃除	<ul style="list-style-type: none"> ・雑巾洗いは、密集を避ける為バケツを複数用意し、距離を保って行う。 ・掃除の後は、石鹸で手洗いをする。
帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅等に帰ったら手洗いをする。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ・排水口など衛生面での注意が必要な場所の清掃は、教職員が行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大勢がよく手を触れる箇所は一日に1回消毒または洗剤等により拭き掃除を行う。

(3) 授業における対策

○教育活動全体における留意点

- ・窓を開け換気する(できるだけ2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開ける)。エアコン使用時も同様とする。授業終了ごとに窓、戸を開放する。荒天時や窓開けにより適切な室温が保てない場合は、休み時間ごとに換気する。
- ・マスクを着用させる。(健康被害が発生する可能性が高い場合には注意事項を伝え、マスクを外すようにする。)
- ・共用の教材等を使用した場合は、授業後の石鹸での手洗いをする。
- ・不特定多数の人との接触を避ける工夫をする。(放送による集会等。)
- ・体温調節は衣服等で行う。

(4) 給食における対策

○基本的な考え方

特に手洗いやマスクの着用の徹底を図るとともに、配膳の過程での感染防止に努め、食べる際には机を向かい合わせにしないなど、座席の配置を工夫して、3つの密を避けるようにします。

○準備

- ・教職員は、給食当番の腹痛、嘔吐、下痢などの健康状態等をチェックします。
- ・児童、教職員ともに、給食の前に石鹸を使用し、手洗いを丁寧に行います。
- ・配膳台や机は、台ふきで水拭きします。
- ・ふきんは、使用後きれいに洗って乾燥させます。(衛生的に管理します。)
- ・給食当番は、マスク、帽子及び白衣を着用し、貸し借りはしません。
- ・給食当番以外も帽子・マスクを着用し、席について待ちます。
- ・給食時間中も、窓を開け換気を行います。
- ・給食当番は、白衣(帽子)を週末に必ず持って帰って洗濯をし、アイロンをかけて、次の当番に渡します。

○配膳・食事中

- ・教職員は、サンプルケースの量(中学年分)を確認し、よそいきれるよう配慮します。
- ・自分の給食は自分で取りに行き、適量よそってもらいます。
- ・ごはん、おかずを配る担当を決め、食器具を複数の人が使用しません。
- ・食具を配るときは、直接食品に触れる部分を持たないように気をつけて、自分で取ったり給食当番が配ったりします。
- ・一度配食したものは食缶に戻さない。残ったものを配る場合は、教職員が行います。
- ・配食後、「いただきます。」をしてからマスクを外し、外したマスクは二つ折りにしてしまいます。
- ・机は寄せずなるべく離れた状態で全員が同じ方向を向き、会話を控え静かに食べます。
- ・食べ終わりしだいマスクを着用します。

○片付け

- ・片付けの時も、前後の適切な距離を保ちながら、一人ひとりが自分のものだけを片付けます。
- ・食器かごの中で食器がこぼれて汁が垂れないように、食器を分けて入れるなど工夫をして運びます。
- ・児童、教職員ともに、給食の後に石鹸を使用し、手洗いを丁寧に行います。

(5) 保健室での対応

基本の感染症予防対策は、標準予防策(スタンダード・プリコーション) (「人の血液・体液から分泌・排泄される全ての物質(尿・痰・便・膿等)は感染症のおそれがある」とみなして対応する方法)とする。

感染のリスクがある物質の触れた後は手洗いを励行し、あらかじめ触れるおそれのあるときは、手袋・エプロンなどを着用する。感染症が発生し拡大した、あるいは拡大のおそれがある場合は、感染経路(接触感染・飛沫感染・空気感染)を考慮した予防策を取る。

感染予防策の考え方

項目	対応
三密を防ぐための対応場所の区分け	<ul style="list-style-type: none">・保健室の機能を分散し、検温、傷病対応、早退時の待機場所を保健室内でエリア分けしたり、別室対応としたりする。・常に、窓や戸を2か所以上開けて換気する。エアコン使用時の同様とする。

感染予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が手を触れる場所（ドアノブ、スイッチ、手すり等）や物品は、適宜消毒する。 ・保健室のゴミを集積場に出す際は密閉して捨てる。
児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良の児童を校内で長時間経過観察することは避け、各家庭での休養や受診をお願いする。 ・早退等で保護者の迎えを待つ部屋については、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、保健室とは別に設定する。 ・発熱等の風邪症状のある児童が他の児童と接することのないようにする。
体調不良者へのベッドの使用について	<ul style="list-style-type: none"> ・枕及び布団の上部にバスタオル等を被せてから体調不良者を寝かせ、使用後に交換する。 ・使用したバスタオル等は、塩素系漂白剤を入れてから洗濯機にかける。
養護教諭の感染予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク、白衣・エプロン等を着用する。 ・児童に対応する前後は石鹸で手を洗い、「一行為一手洗い」を徹底する。 ・手を拭くタオル等は、共用しない。

(6) 学校図書館の活用

- ・換気を十分に行い、学年や学級ごとに利用日や利用時間を分け、室内人数の調整をする。
- ・児童が学校図書館を利用する際には、手をよく洗うようにする。
- ・他の児童との近距離での会話や接触を行わないようにする。
- ・返却は手渡しせず、返却ポストを利用する。返却された図書は除菌洗浄液で拭いてから書架へ戻す。
- ・読み聞かせやほんの紹介等のコミュニケーションを伴う読書活動を行う場合は、読み聞かせを行う人と児童との間隔や、児童同士の間隔に留意し、一定の距離を保てるようにする。
- ・貸出カウンターに飛沫防止のシールドを設置する。

(7) 新型コロナウイルスの感染を予防する消毒方法について

○手指衛生（手洗い、手指消毒）

- ・感染症予防対策の基本。手を介して、病原体が人から人へと感染することが多いため、手洗いをし、感染経路を遮断することを大切にする。
- ・タオルの共用はしない。
- ・手指の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いる。

【手を洗うタイミング（例）】

- ・児童：登校時、授業・活動後、共有物を使用する活動の前後、外遊び等の後、トイレの後、食事の前後
- ・職員：出勤時、退勤時、授業前後、トイレの後、清潔にすべきもの（食べ物・飲み物）を扱う前、食事の前、子ども等の粘膜に触れる可能性のある場合の前（歯磨き指導、外傷の手当てなど）、汚染の可能性のあるものに触れた後（嘔吐物処理後、傷処置後など）

○環境消毒

- ・児童等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は1日1回消毒する。
- ・日常的な消毒には、新型コロナウイルスに対する有効性を示された成分を含む家庭用洗剤を使用する。